

農業委員会定例会 1月

1. 開催日時 令和6年1月19日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 11番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う

事業計画変更申請承認について（知事処分）

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	(会長あいさつ) 本日の議事録署名人ですが、6番委員、7番委員にお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の [REDACTED]畠 518 m ² について [REDACTED]の[REDACTED]が譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	[REDACTED]にも確認して[REDACTED]にも確認したんですけども、ここの畠は、当分の間使ってはいないんですけども、この前の家の人が、木を刈ったりいろいろしてくれてるようで、大きな木は1つもなく、すぐにでも、[REDACTED]を植えようと思ったら、植えられるんじゃないかなと思っております。[REDACTED]の方は今、これから、土地をそれぞれ見つけて拡大していくようなことを聞いておりますので、まずここをいじるんじゃないかなと思っております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の

[REDACTED] 畑 1,005 m² について
[REDACTED] の [REDACTED] が譲り受け、申請地では [REDACTED] を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 ここは [REDACTED] の近くにあるんですけども、片側が今、電気柵がありまして、一応、当分の間、使ってはなくて木が生えたりいろいろしてるんですけども、今、[REDACTED]、いろいろ広げていってるんですけども、その一部に当たるんじゃないかと思っております。よろしくお願ひします。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] 所有の
[REDACTED] 畑 414 m²
[REDACTED] 畑 662 m²
[REDACTED] 畑 3.30 m²
[REDACTED] 田 80 m²
[REDACTED] 田 42 m²
[REDACTED] 田 3.97 m²
[REDACTED] 田 184 m²
[REDACTED] 田 288 m²

の計8筆 1,677.27 m²について

[REDACTED] の [REDACTED] が譲り受け、申請地では [REDACTED] を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各

号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 現在の状況は、[REDACTED]はちょっと荒れている状態なんですがその他は、綺麗に管理されているような感じになっています。問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の
[REDACTED] 畑 10,359 m²
[REDACTED] 畑 558 m²
[REDACTED] 畑 4,827 m²
[REDACTED] 畑 2,072 m²
[REDACTED] 畑 1,694 m²
[REDACTED] 畑 993 m²
[REDACTED] 畑 6,040 m²
[REDACTED] 畑 4,208 m²
[REDACTED] 畑 1,035 m²
[REDACTED] 畑 2,235 m²
[REDACTED] 畑 2,622 m²
[REDACTED] 畑 135 m²

の計12筆36,778 m²について、

[REDACTED]の[REDACTED]が譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員

ずっと [REDACTED] から近所をいってみたんですけど、全然もう山林化してしまって、もう全然わからんのです。もう場所も分からんぐらいで、もうずっと行ったらもう車も行けなさそうなので引き返して帰ってきました。以上です。

議長

8番委員さんが今言ったようなで私どもがこの隣近所で [REDACTED] から、私どもが譲り受けたのが約1丁少しあるんですが、その周りが全部、[REDACTED] の所有であります。今回 [REDACTED] ような形で、その [REDACTED] に相続か譲渡するような形になったということを聞いておりますので、今まで [REDACTED] でございましが、[REDACTED] のかというような、まだ私も再三会いますので、やれるところからということを、私から言うときますけど、年齢が年々やからなかなかしんどいん違うかなと思うんで、またあとなんか考えよるのかもわからんし、まだその本人に会って細かくは聞いてないので、ただ、[REDACTED] ということで、受け皿の農地は、[REDACTED] に移ったということで、問題ないかなと思うんですが、この件について意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更許可申請）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] が所有していた [REDACTED] 畑 399 m²について [REDACTED] の [REDACTED] が、[REDACTED] を建築するための転用申請の許可後の承継を伴う事業計画変更申請となっています。申請地は、[REDACTED] に転用許可を受けましたが、所有権移転のみなされ、転用事業が実施されていません。[REDACTED] が転用事業を遂行できなくなったため、[REDACTED] の [REDACTED] に承継し、[REDACTED] を建築することを目的として計画を変更することとしています。

████████は、現在、████████で、████で暮らしていますが、子どもの成長とともに居住スペースが狭くなり、住宅ローンの返済期間も考慮し、本申請地に████を建築することとしています。

計画地の選定にあたっては、国道に面しており、居住環境が良好である本申請地が最適地として選定されたようです。

転用に係る造成については、四方を1.6m程度のコンクリート擁壁を設置し、花崗土で1.3m程度の盛土を行う計画になっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも南側道路側溝に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等において特に問題となるものはなく、事業計画変更の審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 問題ないと思います。

秋長会長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、████在住の████所有の
████ 畑 418 m²
████ 畑 763 m²
████ 畑 404 m²
████ 畑 1,594 m²

の計4筆3,179 m²について

████の████が、引き継ぎ借り受けるものです。

申請地では、████を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となって

います。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 これは以前から、[REDACTED]が引き継いで、やっておりまして、上2つは[REDACTED]でした、下2つが[REDACTED]になっております。十分管理されていると思いますので、問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の
[REDACTED]：田 314 m²について
[REDACTED]の[REDACTED]が、新たに借り受けるものです。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員 一応、[REDACTED]の田んぼを見に行ったんです。そしたら綺麗にしとんです。もう草1本もないようにしとるんで、ほいで、隣にちょっと向こうから歩いてくる人を見たら、[REDACTED]らしいので、綺麗にしてますねと聞いてみたんです。そしたら、人に貸すから、綺麗にしてからでないと渡せないと渡せないと言われました。もう綺麗にしてますから問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■在住の■所有の
■畠 624m²について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■の■に貸し付けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっております。
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 ここは■から、一段下がったところにあるんですけどもここだけは今、雑木林になっております。太い木がないために、引き継ぐ■の方が、一応自分重機入れなくても十分にできるということなので、綺麗になるのはいいんじゃないかと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局	4番は、■在住の■所有の ■ 畑 373 m ² ■ 畑 264 m ² の計2筆637 m ² について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■の■に貸し付けるものです。 申請地では、■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となって います。 本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし ているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
8番委員	ずっと綺麗に畠作つとったんですけど、1年前から、草がすごくなつとつ たんですけど、去年の秋ごろから綺麗にしよるなと思ったら、■が 借り受けて■を作ると言う話で、この近所でたくさんしてますので、 これも、見に行ってきたんですけど、もう株を植えて綺麗にしておりまし た。問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会で は承認するものとします。 議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。 それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。
職務代理	お疲れ様でございました。 新年初めての定例会ということでございましたけれども、今日は一旦帰つ てからまた新年会もあると、ということでございます。 出席される方については引き続きよろしくお願ひしたいと思います。 それでは今年税もどうかよろしくお願ひ申し上げまして簡単ですけれど

も、本日の定例会を通させていただいたたらと思います。
どうもお疲れ様でございました。これで定例会を閉会とします。

閉　　会　　午後1時50分

議　　長　　会長

議事録署名人　　6番

議事録署名人　　7番